

県政懇談会
in 一宮

たくさんの質問を頂きありがとうございました
シリーズでお答えします。

No. 1



県議員の政務活動費は公開されているのか？

詳しくは公開された領収証等をご覧ください。名古屋市民オンブズマンは、2009年度に支出された政務調査費について、「事務所家賃」「車リース料」のうち、領収書が公開されている3万円以上の支出に対して返還を求めました。自民党36人、民主党（当時）33人、公明党7人が訴えられ、地裁、高裁とも県が敗訴、現在最高裁で審理されています（右新聞参照）。

これらの流れのなかで、県議会は県議選直前に、2011年5月分以降支給分については「1円以上の領収書」を公開することにし、現在に至っています。支出領収書は議会事務局から入手でき、オンブズマンHPにアップされています。



共産党の使い道は…

愛知県議会の政務活動費は議員一人当たり月50万円です。議員個人分と会派分の割合は各会派ごとに決めることができます。

共産党県議団は、議員分に5万円、（2月3月は2万5千円）会派分に45万円としました。

共産党会派分は概ね次のようになっています。

- ・ 視察などの交通費 約13万円
- ・ 議会報告印刷、HP作成、懇談会など 約160万円
- ・ 新聞、書籍購入など 約10万円
- ・ パソコン、文房具購入、配線など 約81万円
- ・ 人件費（正規の事務職員2人） 約650万円



雇用促進住宅の今の状況は？

国のエネルギー政策の転換に伴い、移転転職を余儀なくされた労働者の住居確保のために最高時には38万人が住んでいました。現在、全国に1109住宅、10万8千戸があります。愛知県にも73地区に9千人が居住しています。

今年10月、住宅を所有管理する「独法高齢・障害・求職者支援機構」は住宅に入居者がすんでいるままで、全国を東西の2ブロックに分けて一括売却する入札を行いました。

その結果、愛知県を含む西ブロックは、アタミ合同会社（不動産投資ファンド）が366億円余で落札しました。（※ 東ブロックについては、応札がなく、「売却方法を改めて検討する」としています）。

売却条件は、①入居者のいる物件については、引き渡し後10年間は転売できない ②家賃など賃貸条件については、引き渡し後10年間は変更できないとされています。また、売却後の入居者の苦情は機構が窓

口になり、業者が契約条件を守るように監督するとしています。実際、「耐震工事はどちらが行うのか」「定期契約者の入居継続はこれまでと同じように保障されるのか」「足の悪化から下位へ引越したいが家賃など変更しないままできるのか」など様々な不安が出されています。

「元の大家が、新しい大家を指揮監督する」というようなことが本当にできるのでしょうか。

県営住宅や市営住宅、UR住宅など公的住宅も維持管理が無責任に放棄され、民間住宅ディデロッパー任せの日本の住宅政策の寂しい反映です。

